

令和5年9月14日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子	9 番	松 田	義 太
2 番	宮 崎	幸 宏	10 番	勝 屋	弘 貞
3 番	笠 継	健 吾	11 番	角 田	一 美
4 番	中 村	日出代	12 番	伊 東	茂
5 番	池 田	廣 志	13 番	福 井	正
6 番	杉 原	元 博	14 番	松 尾	征 子
7 番	樋 口	作 二	15 番	中 村	和 典
8 番	中 村	一 堯	16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	染 川	康 輔
事 務 局 長 補 佐	中 島	圭 太
議 事 管 理 係 長	富 岡	明 美

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	鳥	飼	広	敬
教	育	中	村	和	彦
総	務	川	原	逸	生
市民部長兼福祉事務所長		岩	下	善	孝
産	業	山	崎	公	和
建設環境部長		山	浦	康	則
会計管理者兼会計課長		幸	尾	か	おる
総	務	白	仁	田	和
総務課参事兼選挙管理委員会事務局長		寺	岡	弘	樹
人権・同和対策課長		中	尾	美	佐子
企画財政課長		山	口	徹	也
財政調整監兼企画財政課参事		村	田	秀	哲
企画調整監兼DX推進室長		松	丸	環	大
税	務	田	中	美	穂
保	険	広	瀬	義	樹
健	康	高	本	智	子
課	長	三	ヶ	島	正
福	祉	山	口		洋
課	長	江	島	裕	臣
産	業	高	本	将	行
支	援	橋	本	昌	徳
課	長	堀		正	和
商	工	田	代		章
観	光	中	村	祐	介
課	長	中	村	浩	一郎
農	林	江	頭	憲	和
水	産	高	本	将	行
課	長	橋	本	昌	徳
農業委員会事務局長		堀		正	和
建設住宅課参事		田	代		章
都市計画課長		中	村	祐	介
下水道課長		中	村	浩	一郎
ゼロカーボンシティ推進課長		江	頭	憲	和
水	道	嶋	江	克	彰
課	長	藤	家		隆
教育次長兼教育総務課長					
生涯学習課長兼中央公民館長					
生涯学習課参事					

---

令和5年9月14日（木）議事日程

開議（午前10時）

- 日程第1 報告第10号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第2 報告第11号 令和4年度鹿島市下水道事業会計継続費精算報告書について（報告）
- 日程第3 報告第12号 令和4年度鹿島市土地開発公社決算について（報告）
- 日程第4 議案第33号 令和4年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第34号 令和4年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第35号 令和4年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第36号 令和4年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第37号 令和4年度鹿島市水道事業会計決算認定について  
議案第38号 令和4年度鹿島市下水道事業会計決算認定について  
（一括大綱質疑、決算審査特別委員会付託）
- 日程第5 議案第39号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第40号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）  
議案第41号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）

---

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

おはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程どおりといたします。

日程第1 報告第10号

**○議長（徳村博紀君）**

それでは、日程第1．報告第10号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）であります。

当局の説明を求めます。中尾人権・同和対策課長。

**○人権・同和対策課長（中尾美佐子君）**

おはようございます。人権・同和対策課から報告第10号 専決処分事項の報告について御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、次のとおり専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分は交通事故による損害の賠償で、事故の内容は庁用車による接触事故でございます。

事故の発生は令和5年5月8日で、場所は国道207号鹿島バイパス湯ノ峰交差点でございます。

事故の概要ですが、職員が七浦公民館へ向かう途中、湯ノ峰交差点で信号待ちのため停車していたところ、誤ってブレーキを緩めてしまい、前方に停車中の自動車に追突したものです。相手方が病院での治療を要したため、医療費等を自賠責保険によりお支払いしております。

被害者は太良町にお住まいの方で、令和5年8月4日に示談が成立いたしましたので、同日に市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分をいたしました。

損害賠償金額61,025円は全て自賠責保険で賄われております。

公用車の運転について、日頃から安全に十分配慮した運転をするよう心がけているところではございますが、改めて周囲の状況をしっかり確認し、ゆとりを持った運転を行うよう徹底を図ってまいります。

以上、報告いたします。

**○議長（徳村博紀君）**

ただいまの報告について質疑ありませんか。2番宮崎幸宏議員。

**○2番（宮崎幸宏君）**

2番議員の宮崎です。よろしくお願いたします。今御説明、報告がありました本件のような市の職員の不注意、過失による交通事故や物損事故、あるいは徴収料の算定の誤りに伴う事案が、ここ最近、頻繁に発生しているように思われますが、本年度と前年度、令和4年度におきまして、このような事故等、何件発生しているのか。それと、それに伴う損害賠償金、あるいは過大徴収の返還に伴う加算金、つまり、本来必要がなかった支出金、これは同じく本年度、前年度において幾らになるか、金額をお伺いしたいと思っております。お願いたし

ます。全庁的になりますので、総務課、よろしくお願いします。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それではまず、庁用車の事故に関する件数のほうを報告いたします。

こちらにつきましては、自損事故なども含めての数字となります。令和5年度、今年度、現時点で5件、令和4年度は14件となっております。そのうち損害賠償が発生して相手方に損害賠償を行った件数としましては、令和5年度が2件、それと、令和4年度はゼロとなっております。

その損害賠償の金額ですけれども、令和5年度の庁用車の事故に伴う損害賠償につきましては、今回報告させていただいております分につきましては63千円程度だったと思いますけれども、そのほかにも損害賠償金額につきましては、すみません、今ちょっと手元にございませませんが、保険適用して修繕等を行った金額につきましては、令和5年度につきましては約305千円、それと、令和4年度につきましては約700千円程度となっているところでございます。

また、これまで事務のミス等におきまして返還金が発生したという事案があっておりまして、まず、市営住宅使用料の算定誤りについてですけれども、これは令和4年度8月です。還付加算金まで含めた返還金額というのが8,062,300円となっております。また、道路法定外公共物占用料の算定誤りに伴うもの、こちらが令和5年2月の全員協議会で報告をいたしておりますけれども、令和5年5月時点での数字ということになりますが、606,718円。また、本年度5月ですけれども、プレスリリースのほうで報告をさせていただきました重度心身障害者医療費助成の受給資格認定誤りにつきましては147,090円。また、保育料の算定の誤りにつきましても、こちらプレスリリースのほうで公表いたしましたが、追加でお願いをする金額が306,400円となっているところでございます。

なお、先ほど御報告しました庁用車の修繕に係る費用等につきましては、全て市の加入している保険のほうで支払われておりますことを申し添えておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

今御説明していただいたんですけど、内容がふくそうしておりましたので、私が把握している限りなんですけれども、前年度の令和4年度、それと今年度を含めて事故、それと徴収料等の事案、これは大体7件発生しているんじゃないかなと。それに伴いまして損害賠償金及び過大徴収料の返還に伴う加算金、これは2,000千円を超えているんじゃないかということで

私は把握しています。件数、金額、間違っているかもしれませんが、あります。

私が問題視しているのは、ここ最近、結構多発していると。先ほど御説明にあったように、市職員の当事者の方、あるいは該当する部署の方は、発生して以降、注意深く反省されて再発防止はなされていると思いますが、それ以外のところ、この7件に関しましてはそれぞれの部署になっておりますので、全庁的な全ての部署に対してどのような再発防止をなされているのか、お伺いしたいと思います。これは実務の責任者の副市長、お願いいたします。

**○議長（徳村博紀君）**

寺岡総務課参事。

**○総務課参事（寺岡弘樹君）**

庁用車の事故防止につきましては総務課のほうで対策を行っておりますので、私のほうから御説明をさせていただきたいと思えます。

今現在行っている事故防止対策につきましては、先ほど議員のほうからもありました、実際に運転で事故を起こした職員に対する講習を行ったりもしておりますが、そのほかの職員につきましても、例えば、部課長会とかでの周知とか文書による周知なんかも過去にやっているところでございます。

1つ紹介しますと、先日、新たな対策を行うということで、職員の通勤時間帯に総務課の職員が駐車場とか駐輪場に立って通勤した職員へ交通安全を呼びかける取組も行ったところでございます。

また、今後の対策としましても、やはり今の対策のままでいいと思っておりませんので、新たな対策を検討して、そういった全ての職員の意識を高めるような対策というのを行っていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（徳村博紀君）**

2番宮崎幸宏議員。

**○2番（宮崎幸宏君）**

発生に関しましては、今、再発防止をと、全庁的に取り組まれるということなんですけれども、もう一つは、今回の発生事案、発生に伴いまして損害賠償金、あるいは過大徴収返還に伴う加算金が2,000千円を超えているという中で、市民の生活に直結します福祉、教育、あるいは市道あたりのインフラの整備、本来この辺の予算に支出していきたいところでありましてけれども、不必要な、不要な金額が支出されていると。これは私は相当問題視しております。

その面も含めて、今後、コスト意識、あるいは緊張感を持った執務の執行に対して、再度どのように対処していくか、お伺いいたします。

**○議長（徳村博紀君）**

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それでは、職員の事務のミスに関する、また、今後の対策につきましても、まず、職員につきましては日頃からミスがないように行っているところではございますが、やはりどうしてもこういったミスが起こってしまっているというところで、こちらもまたさらなる対策が必要かと思っております。

こういった部分につきましても、例えば、チェックのやり方とか、複数のチェックなどを徹底させるとともに、また、そういった研修等もできれば検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

幸い事故等においてけがをされると、あと、生命に関わるようなことがなかったという分はありますけれども、今後、また同様の事故等が発生したときに大きな事故にならないよう十分に気をつけて再発防止に努めてまいりたいと思いますとともに、先ほども言った不必要な支出につながっておりますので、今後、鹿島市の財政としては決して豊かじゃありませんので、その辺のコスト意識を持った業務執行のほうを何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですから、以上で報告第10号は終わります。

日程第2 報告第11号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第2．報告第11号 令和4年度鹿島市下水道事業会計継続費精算報告書についてであります。

当局の説明を求めます。田代下水道課長。

○下水道課長（田代 章君）

おはようございます。報告第11号 令和4年度鹿島市下水道事業会計継続費精算報告書について御説明をいたします。

議案書2ページをお願いいたします。

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、令和4年度鹿島市下水道事業会

計継続費精算報告書を別紙のとおり報告するものでございます。

3 ページを御覧ください。

鹿島市祐徳門前地区未普及解消事業は、当初、令和2年度から令和6年度まで継続費により整備する計画でありましたが、令和4年度をもって継続年度が終了したことから、継続費の精算について報告するものでございます。

それでは、議案書に基づき御説明をいたします。

1 款. 資本的支出、1 項. 建設改良費、鹿島市祐徳門前地区未普及解消事業、令和2年度の年割額97,800千円に対する実績額は34,177千円、令和3年度の年割額109,000千円に対する実績額は63,338千円、令和4年度の年割額、実績額はゼロ円となり、令和2年度から令和4年度の全体計画額206,800千円に対する実績額は97,515千円となり、年割額と支払い義務発生額の差109,285千円につきましては、不用額として精算いたしましたことを報告いたします。

以上で令和4年度鹿島市下水道事業会計継続費精算報告書の説明を終わります。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの報告について質疑ありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

おはようございます。12番議員の伊東です。この件について質問させていただきます。

やっぱり気になるのは、この祐徳門前地区の未普及解消事業、水洗化に持っていく事業ですけど、私の感触として一番最初これを計画して順調に進んでいるかなと思いきや、途中で業者の方が辞退をされて、そして、計画自体の練り直しというふうになってきたわけですけど、特に今年も9月、1年の3分の2近くたっているわけですけど、何か進み具合が非常に進捗率が悪いような気がしているんですけど、今、実際担当課として計画どおりにこれが進んでいるものなのか、それともその計画自体のもう一回練り直し、事業の期間の延長等を考えているのか、それについてお答えください。

○議長（徳村博紀君）

田代下水道課長。

○下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

当初のこのDB事業につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間ということと計画をしておりました。ところが、令和4年度をもってこの事業は終わらして未普及解消事業に切り替えたわけですが、その時点で若干時間をいただきまして、令和8年度まで2年間延長した計画を立てておるところでございます。

その計画に基づきまして現在の状況をお話いたしますと、実質の工事が令和3年度から始まったわけでありまして、今年度で3年目になります。あと残りが令和6年から8年まで



の3年間ということで、ちょうど今年度末をもちまして中間点ということになるわけですが、今現在の発注率、これは延長割でございしますが、約40%が発注を終わっているところでございます。そして、来月予定をしておりますが、もう一つ工事を発注したいということで考えておまして、これを敢行することができたならば延長ベースで今年約53%の進捗を見るというような計画になっております。残りの年数から勘案すると予定どおりというか、順調に進行しているのではないかなというふうに考えております。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今、担当課長の答弁を聞いていて、本当にそういくものなのかなという気がしているんですね。実質令和3年から事業を開始ということで、本年度の現時点なのか発注済みが40%で、年内53%まで持っていきたいということですが、年間のうちどのぐらい工事を行っているのか、もう一つぴんどこないんですね。場所等も何かまちまちにやっているような気もするし、そして、これから年末にかけて、この路線は祐徳神社への参拝やら、いろいろお火たき等も暮れには入ってきますので、何か工事自体が予定どおりに進むのかなという心配があるんですけど、それは発注をしている土木の建設会社等と調整はちゃんとしているものなのか、もう一回ちょっとお答えいただいていたいいですか。

○議長（徳村博紀君）

田代下水道課長。

○下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

進捗率の状況についての御質問でございますが、今年度既に発注しています分、これにつきましては、先月、現場は完了いたしまして、あと残すところ竣工検査を待つところということになっております。この延長が約1,500メートルの工事でございます。

それと、今年度もう一本発注を計画しているという物件につきましては、約1,000メートル——1キロメートルの工事を発注予定いたしておまして、現在、最下流の国道207号、これからバイパスを横断いたしまして、今現在、古枝小学校の付近まで完了いたしておりますが、この後、観光トイレ付近まで今年度の事業で進めたいというふうに思っております。

残りにつきましては、祐徳門前の参道、それと東側、あるいは西側の市道のほうに入り込むというような計画であります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

答弁ありがとうございます。ただ、この事業は最初計画をした令和2年から令和6年、緊急を要するというので、これは始まったと私は記憶をしておるんですね。本来だったら祐徳神社まで、門前商店街までもっと早い時期に下水道化を進めるべきだったと思うんですよ。ただ、いろんなことがあって地元の賛同等もなかなか得られなかったところもあるでしょう。そういう中で、遅れて遅れて、そして、ようやくこの計画が出来上がったと思ったら、今度は契約をした事業所が辞退するというふうな事態になったわけです。ですから、私は市としては、これは下水道の中でも最優先でやるべきだと思うんですね。一日も早く完了をします。そうすることが鹿島市の将来的にも必要ではないかなと思っております。

この後も令和8年までということですので、できるだけ早急に完了することを願うし、この議会の中でも時折、私もまた質問もしていきたいなと思っております。何回も言うようですが、できるだけ早くこの事業を完成させていただきたいなと思っております。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですから、以上で報告第11号は終わります。

### 日程第3 報告第12号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第3．報告第12号 令和4年度鹿島市土地開発公社決算についてであります。当局の説明を求めます。村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

それでは、報告第12号 令和4年度鹿島市土地開発公社決算について御説明いたします。議案書は4ページとなっております。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和4年度鹿島市土地開発公社の決算を別紙のとおり報告するものでございます。

別冊の土地開発公社決算書を御準備願います。

決算書1ページをお願いします。

令和4年度は公有地の取得及び処分は実施いたしておりません。

理事会の開催状況及び監査の状況につきましては、記載のとおりでございます。

2ページをお願いします。

役員及び職員の一覧表となっております。事務局は企画財政課が所掌いたしてあります。

3ページをお願いします。

令和4年度収入支出決算書でございます。

収入は、予算額、事業外収入18千円に対し、決算額18,333円となっております。

4ページをお願いします。

支出は、予算額、管理費22千円に対し、決算額14,605円となっております。備考欄に記載のとおり、監査費用弁償及び九州地区土地開発公社等連絡協議会負担金などとなっております。

5ページをお願いします。

損益計算書でございます。

3の販売費及び一般管理費、事業損失の14,095円は、4ページの支出決算額14,605円から消費税額510円を差し引いた額でございます。

4の事業外収益、受取利息18,333円は、預金の利息収入でございます。

5の事業外費用、雑損失510円は、消費税でございます。

経常利益、当期純利益は収入合計から支出合計を差し引いた3,728円となり、令和5年度に繰り越すものでございます。

6ページをお願いします。

貸借対照表でございます。

資産の部は、現金預金として、資産合計37,027,786円を市内金融機関へ預金として保管していたしております。

負債の部はございません。

資本の部は、1、資本金の基本財産は定款規定の1,500千円でございます。

2、準備金の前期繰越準備金は35,524,058円、当期純利益は3,728円で、準備金合計が35,527,786円となっております。

資本合計は、基本財産の1,500千円を加え、37,027,786円となっております。

7ページは準備金計算書でございます。

8ページは財産目録、9ページ、10ページは決算監査意見書の写しでございます。

11ページは資本金明細表、12ページは現金及び預金明細表となっておりますので、御参照ください。

以上で報告を終わります。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですから、以上で報告第12号は終わります。

日程第4 議案第33号～議案第38号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第4．議案第33号 令和4年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第34号 令和4年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第35号 令和4年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第36号 令和4年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、議案第37号 令和4年度鹿島市水道事業会計決算認定について、議案第38号 令和4年度鹿島市下水道事業会計決算認定について、以上の6議案は一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。幸尾会計管理者。

#### ○会計管理者（幸尾かおる君）

それでは、議案第33号から議案第36号までの令和4年度鹿島市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定の4議案につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊の令和4年度歳入歳出決算書により一括して御説明申し上げます。

決算書の3ページを御覧ください。

一般会計の歳入合計は、表の一番下の行にあります調定額17,193,228,173円、収入済額17,081,994,813円、不納欠損額2,799,217円となり、収入未済額は108,434,143円となっております。

次に、6ページを御覧ください。

一般会計の歳出合計は、支出済額16,441,174,404円、翌年度繰越額は888,055,500円、不用額839,136,596円となっております。その結果、歳入歳出差引残額は表の下にございます640,820,409円となります。そのうち翌年度に繰り越すべき財源185,831,722円を差し引いた実質収支額は454,988,687円となります。これについては、後ろのほうにあります151ページ、実質収支に関する調書を後ほど御参照ください。

16ページをお開きください。

主な歳入について御説明します。

1款の市民税から入湯税までの市税は収入済額3,148,940,574円となり、前年度より44,872,845円の増額となっております。不納欠損額は2,433,120円、収入未済額は71,972,151円となりました。収入未済額は令和5年度に引き継がれます。市税収入は歳入全体の18.4%を占めております。

17ページ、中ほどになりますと、7款．地方消費税交付金の収入済額は685,226千円です。歳入に占める割合は4%です。

10款．地方交付税の収入済額は4,052,650千円です。これは歳入全体の23.7%を占めます。

18ページをお願いします。

12款．分担金及び負担金の収入済額は131,586,114円で、収入未済額は15,409,645円となりました。各種事業の受益者負担金、民生費負担金においては保護者負担金等が含まれます。

19ページ、13款．使用料及び手数料の収入済額は207,053,071円、不納欠損処分したのは

3,420円、収入未済額16,839,574円です。

22ページの14款. 国庫支出金の収入済額は3,186,229,463円です。前年度より355,472,606円の減少で、歳入全体の18.7%を占めます。

26ページ、15款. 県支出金は収入済額1,576,232,745円です。前年度より334,707,141円の減少で、歳入全体の9.2%となりました。

31ページの16款. 財産収入は26,499,334円で、市営住宅跡地の売却収入等があります。

32ページの17款. 寄附金は571,396,385円となりました。前年度からは251,966,582円の減少となりました。

33ページの18款. 繰入金は収入済額695,878,330円で、各種基金からの繰入れにより前年度より274,307,576円増加しました。

34ページの19款. 繰越金は、前年度決算繰越金と繰越一般財源を合わせ432,169,088円となりました。

20款. 諸収入は収入済額545,290,087円となりました。貸付金元利収入、地域支援事業受託収入及び雑入が主なものです。

39ページの21款. 市債の収入済額は1,595,363千円で、前年度より270,844千円減少しました。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

42ページ、1款. 議会費の支出済額は147,848,334円となりました。

43ページの2款. 総務費の支出済額は3,229,053,871円で、歳出の19.6%を占めております。総務費の翌年度繰越額は251,221千円となりますが、これは48ページにございます市民会館費の事業費となっております。

58ページ、3款. 民生費の支出済額は5,902,256,991円となりました。これは歳出の35.9%を占めます。前年度より約468,944千円減少しております。これは新型コロナウイルスや物価高騰で困窮する子育て世帯や、低所得者世帯へ特化した給付事業が行われたことによるものです。

72ページ、4款. 衛生費は1,170,790,041円の支出済額です。

73ページの予防費においては、令和3年度に引き続き新型コロナウイルスワクチン接種事業が実施され、母子保健事業では新たに出産・子育て応援給付金事業が始まりました。

また、76ページ、環境衛生費では、杵藤葬斎公園の施設改修が行われ、その負担金が増額となりました。

79ページ、6款. 農林水産業費は839,358,501円を支出し、令和5年度に繰り越した事業費は267,840千円です。農業費においては、地域整備のため、82ページ下段の中山間地域等直接支払交付金や、84ページのさが園芸生産888億円推進事業補助金などが挙げられます。

84ページの農地整備費では、農道、用排水路等の施設の機能保全工事などが行われております。

また、水産業費においては、91ページにありますように浜漁港周辺施設の補修工事が行われております。

7款．商工費は798,698,759円の支出済額となりました。令和5年度に繰り越した事業費は10,390千円です。93ページの消費喚起型小規模事業者緊急支援金などの交付を行っております。

96ページ、8款．土木費は744,984,498円の支出済額となりました。281,605千円を翌年度に繰り越しました。

98ページにあります市道舗装補修工事などが実施されております。

108ページの住宅費においては、老朽化に伴う市営住宅改修事業が行われております。

9款．消防費は455,967,448円の支出済額となりました。

109ページの非常備消防費については、消防団の退職報償金ほか、訓練、出動などの活動費となっております。

また、消防施設費としては久保山防火水槽の設置工事が行われました。

110ページの災害対策費においては、大雨や台風災害時の超過勤務手当、防災行政無線等の設置、機器保守点検の費用となっております。

111ページ、10款．教育費は1,306,279,284円の支出済額で、翌年度繰越額32,822千円となりました。支出済額は前年度より197,899,103円の減少です。

114ページにありますように、明倫小学校大規模改造3期工事が行われたところです。

125ページ、11款．災害復旧費は239,475,419円の支出済額となりました。令和2年度から令和4年度までに被災していた古枝、七浦、能古見地区の農地・水路施設の復旧工事等が行われております。

127ページ、12款．公債費は1,005,151,524円の支出済額となりました。

128ページ、13款．諸支出金は538,534,763円の支出済額となりました。内容は上下水道事業への負担金、補助金となっております。

次に、議案第34号 国民健康保険特別会計決算について申し上げます。

7ページのほうにお戻りください。

国民健康保険特別会計の歳入合計は、調定額3,864,009,878円、収入済額3,749,542,597円、不納欠損額7,555,018円、収入未済額106,912,263円となりました。

次に、9ページを御覧ください。

歳出合計は支出済額3,669,060,208円で、不用額は86,551,792円となりました。

歳入歳出差引残額は80,482,389円となり、同額を基金に繰入れとなっております。

歳入の明細につきましては、131ページを御覧ください。

1 款. 国民健康保険税の調定額は822,353,739円、収入済額は709,065,734円で、前年度より46,784,724円の減少となりました。また、不納欠損額は7,530,426円、収入未済額は105,757,579円となりました。

132ページ、4 款. 県支出金は収入済額2,678,997千円で、前年度より25,831千円の減少となりました。

6 款. 繰入金は356,646,108円の収入済額となり、前年度より24,952,772円の減少となりました。

歳出は134ページからになります。

135ページをお開きください。

2 款の保険給付費の支出済額は2,537,557,858円で、前年度より26,228,870円減少しました。

137ページ、3 款. 国民健康保険事業費納付金の支出済額は931,677,257円となり、前年度より29,215,543円減少しました。

6 款. 保健事業費の支出済額は32,782,501円となりました。

139ページ、9 款. 諸支出金は、過年度分の国県負担金返還金を含む59,621,576円となりました。

続きまして、議案第35号 後期高齢者医療特別会計の決算について申し上げます。

10ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計の歳入合計は調定額459,225,224円、収入済額458,418,712円、不納欠損額200,400円、収入未済額606,112円となっております。

11ページの歳出合計は支出済額456,294,386円で、不用額2,032,614円となりました。結果、歳入歳出差引残額は2,124,326円となっております。

歳入の明細については、143ページのほうを御覧ください。

1 款. 後期高齢者医療保険料は調定額311,240,033円、収入済額310,433,521円となりました。収入済額は前年度より18,680,735円増加となっております。

3 款. 繰入金は収入済額144,019,371円となり、前年度より7,445,087円増加しました。

歳出の明細は145ページをお開きください。

2 款. 後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は445,749千円となりました。これは前年度より29,418,020円の増加となりました。

最後に、議案第36号 令和4年度給与管理特別会計について申し上げます。

12ページをお開きください。

給与管理特別会計は一般会計及び各特別会計の会計年度任用職員の報酬や、職員の給料、職員手当等、さらに、共済費などと重複した決算でございますので、説明は省略させていただきます。

151ページから154ページにおいては、それぞれの実質収支に関する調書、155ページから166ページにおいては、財産に関する調書、167ページから168ページにおいては、基金運用状況を掲載しております。このほかには主要施策の成果説明書及び指定管理事業報告書の概要を提出しております。さらに、監査委員から審査意見書をいただいております。

以上をもちまして概要説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（徳村博紀君）**

ここで10分程度休憩をいたします。11時10分から再開をいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

**○議長（徳村博紀君）**

休憩前に引き続き議案審議を続けます。

当局の説明を求めます。中村水道課長。

**○水道課長（中村浩一郎君）**

それでは、議案第37号 令和4年度鹿島市水道事業会計決算認定について御説明いたします。

議案書の9ページを御覧ください。

令和4年度鹿島市水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付して、議会の認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の水道事業会計決算書にて御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

決算書の1ページ、2ページを御覧ください。

令和4年度鹿島市水道事業決算報告書でございます。この報告書は税込み表記となっております。

それでは、収益的収入及び支出でございます。

収入、1款．事業収益は、当初予算額572,868千円に対し、決算額は582,312,251円でございます。

この事業収益の決算額内訳でございますが、1項．営業収益は主たる営業活動から生ずる収益であり、給水収益、新設負担金など、予算額合計522,981千円に対し、決算額は532,506,549円でございます。

2項．営業外収益は、主たる営業活動以外から生ずる収益であり、他会計補助金、長期前受金戻入など、予算額合計49,885千円に対する決算額は49,589,702千円でございます。

3項．特別利益は、当年度の経常収益から除外すべき収益で、予算額合計2千円に対する決算額は216千円でございます。



次に、支出でございます。

1 款. 事業費は、予算額合計533,269千円に対し、決算額は480,643,890円となり、不用額は52,625,110円でございます。

事業費の内訳でございますが、1 項. 営業費用は主たる営業活動から生ずる費用であり、水道施設の維持管理費用、事務全般に関する費用や減価償却費など、決算額は437,325,107円でございます。

2 項. 営業外費用は、主たる営業活動に関わる費用以外の費用で企業債利息など、決算額は43,318,783円でございます。

3 項. 特別損失は、当年度の経常経費から除外すべき損失でございますが、支出はございません。

4 項. 予備費の執行はございません。

次に、3、4 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入、1 款. 資本的収入は水道資産の取得に伴い生ずる収入で、当初予算額214,743千円に前年度からの繰越額に係る財源充当額53,100千円を加えた予算額合計は267,843千円、これに対する決算額は200,162,259円でございます。

資本的収入の決算額の内訳でございますが、1 項. 他会計出資金は予算額合計5,841千円に対し、決算額は5,841,259円でございます。

2 項. 他会計負担金は、予算額合計2,100千円に対し、決算額は1,820千円でございます。

3 項. 工事負担金は、収入はございません。

4 項. 工事補償金は、予算額合計6,900千円に対し、決算額は10,301千円でございます。

5 項. 固定資産売却収入は、収入はございません。

6 項. 企業債は、予算額合計253,000に対し、決算額は182,200千円でございます。

次に、支出になりますが、1 款. 資本的支出は、前年度からの繰越額を加えた予算合計額488,332千円に対し、決算額は427,158,603円で、令和5年度への繰越額26,070千円を除いた不用額は35,103,397円となりました。

次に、決算額の内訳でございますが、1 項. 建設改良費は人件費、配水管の布設替、久保山配水池改修事業費など、決算額は241,663,113円でございます。

2 項. 企業債償還金は企業債元金の償還でございますが、決算額は185,495,490円でございます。

3 項. 予備費の執行はございません。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額226,996,344円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,070,020円、当年度分損益勘定留保資金175,239,924円及び減債積立金30,686,400円で補填しております。

なお、補填財源の詳細につきましては、23ページに記載しております。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和4年度鹿島市水道事業損益計算書でございます。

この損益計算書は当該年度の経営成績を表すものでございまして、税抜きでございます。

1. 営業収益から2. 営業費用を減じた営業利益は59,580,967円でございます。この営業利益に3. 営業外収益を加え、4. 営業外費用を減じた経常利益は80,118,125円でございます。この経常利益に5. 特別損益を加え、6. 特別損失を減じた当年度純利益は80,334,125円となりました。

続きまして、6、7ページを御覧ください。

令和4年度鹿島市水道事業剰余金計算書でございます。

資本金、資本剰余金、利益剰余金の増減を表すもので、金額は税抜き表示でございます。

資本金は、今年度の資本的収入である他会計出資金5,841,259円分が増加し、当年度末残高は1,584,106,413円でございます。

資本剰余金は増減はなく、367,360,769円でございます。

利益剰余金でございますが、減債積立金は前年度末残高650,014,592円に前年度の純利益68,081,823円を繰り入れ、資本的収支の不足額に30,686,400円を処分した結果、当年度末残高は687,410,015円でございます。

建設改良積立金は、前年度の純利益30,000千円を繰り入れた結果、当年度末残高は30,000千円でございます。

未処分利益剰余金は、前年度末残高1,145,971,351円から前年度処分額の98,081,823千円を差し引いた額が繰越利益剰余金1,047,889,528円となり、減債積立金の取崩し額30,686,400円と当年度純利益80,334,125円を加えた当年度分未処分利益剰余金は1,158,910,053円となります。これにより、当年度末残高の利益剰余金の合計は1,876,320,068円でございます。

よって、資本合計の当年度末残高は、資本金の当年度末残高に資本剰余金合計及び利益剰余金の合計の当年度末残高を加えた3,827,787,250円でございます。

次に、6ページ下段の令和4年度鹿島市水道事業剰余金処分計算書でございます。

これは当年度の未処分利益剰余金1,158,910,053円に含まれる当年度純利益80,334,125円を鹿島市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき、減債積立金及び建設改良積立金へ処分するものであり、処分後残高となる1,078,575,928円が次年度への繰越利益剰余金でございます。

続きまして、8、9ページを御覧ください。

令和4年度鹿島市水道事業貸借対照表でございます。

貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、当該企業が保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示したものでございます。

8 ページ、資産の部でございます。

1. 固定資産は、有形固定資産合計4,345,323,144円に無形固定資産合計2,280,516,470円を加えた6,625,839,614円。

2. 流動資産は、現金預金895,189,150円、未収金26,097,913円など920,449,233円でございます。

よって、資産合計は7,546,288,847円となります。

9 ページ、負債の部でございます。

固定負債合計は、企業債残高のうち1年以内に償還が発生しない企業債など2,100,476,827円でございます。

4. 流動負債合計は、企業債残高のうち1年以内に償還が発生する企業債など214,031,906円でございます。

5. 繰延収益でございますが、長期前受金は減価償却を行うべき固定資産の取得に伴い交付された補助金等相当額を長期前受金勘定をもって整理したものでございまして、2,372,685,533円でございます。

マイナス表記をしております収益化累計額は、毎事業年度長期前受金から国庫補助金等で取得した資産の減価償却の財源として収益的収入である長期前受金戻入へ収益化した額の累計でございます。

長期前受金から収益化累計額を減じた繰延収益合計は1,403,992,864円となります。これに固定負債、流動負債を加えた負債合計は3,718,501,597円でございます。

次に、資本の部でございますが、6. 資本金及び7. 剰余金につきましては、6、7ページの剰余金計算書でも御説明いたしましたとおり、資本合計は3,827,787,250円となります。

よって、負債合計に資本合計を加えた負債資本合計は7,546,288,847円となり、8ページの資産合計と一致していることを御確認ください。

続きまして、10、11ページを御覧ください。

このページは、決算書作成に伴う特記事項を注記として記載しておりますが、説明は省略いたします。

決算書類の説明は以上となります。

続きまして、決算附属書類の説明でございます。

12ページから16ページまでは概況、17ページから19ページは工事について記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

20ページを御覧ください。

ここは業務について記載しております。令和4年度末の配給水状況でございます。年度末給水人口は2万4,342人、年度末給水戸数は9,648戸、年間配水量は296万8,089立方メートル、年間有収水量は227万2,600立方メートル、年間有収水量率は76.6%となりました。

次に、中段の表は受託修繕工事及び給水装置工事の状況でございます。工事全体では前年度より118件増加し、467件でございます。

下段の表の事業収益に関する事項は税抜き表記で、事業収入の計は534,193,771円でございます。

なお、給水量1立方メートル当たりの料金収入は204円8銭となっております。

21ページを御覧ください。

事業費に関する事項は税抜き表記で、総合計は453,859,646円でございます。

なお、給水量1立方メートル当たりの給水原価は180円67銭となっております。

22ページを御覧ください。

ここからは会計について記載しております。重要契約の要旨では、契約金額10,000千円以上の工事を記載しております。

次に、企業債及び一時借入金の概況では、企業債の借入れ、償還について記載しております。企業債の本年度末残高は2,190,157,990円でございます。

23ページを御覧ください。

その他会計経理に関する事項では、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与の決算額は72,748,169円でございます。交際費の執行はございません。

次に、中段の表、棚卸資産購入限度額に対する決算額では、新品メーター及び修繕メーター購入などで決算額は3,850,836円でございます。

下段の表、令和4年度補填財源説明では、決算書3ページで説明いたしました資本的収支不足額226,996,344円に対する補填財源について記載しており、補填後の残高は797,744,140円となっております。

24ページを御覧ください。

その他（不課税収入明細書）でございます。収益的収入及び資本的収入の中の不課税収入の用途を表したものでございます。

25ページを御覧ください。

令和4年度鹿島市水道事業キャッシュフロー計算書でございます。1会計期間における現金預金の増減を業務活動、投資活動、財務活動の3つの区分により表示したものでございます。

業務活動によるキャッシュフローは、水道事業の通常の業務活動による資金の増減を表すもので、231,718,288円の資金を得ております。

Ⅱ投資活動によるキャッシュフローは、水道施設整備などの設備投資による資金の増減を表すもので、210,377,953円の資金を使用いたしました。

Ⅲ財務活動によるキャッシュフローは、企業債の借入れや償還による資金の増減を表しており、2,545,769円の資金が得られました。

以上により、当該年度における資金の増減は業務活動で得た資金を有形固定資産取得のための投資活動と企業債償還のための財務活動に充てたことにより、現金預金の期末残高は23,886,104円増加し、895,189,150円となりました。

この額は、計算書8ページの貸借対照表に記載しております流動資産の現金預金の額と一致しております。

続きまして、26ページから30ページでは令和4年度鹿島市水道事業会計収益費用明細書、31ページから33ページまでは令和4年度鹿島市水道事業会計資本的収支明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

34ページから35ページを御覧ください。

固定資産明細書でございます。有形固定資産及び無形固定資産の増減、減価償却の状況を記載しております。

36ページから41ページは企業債明細書でございます。

40、41ページ、一番下の計の行を御覧ください。

企業債の発行総額4,631,500千円に対し、償還高累計は2,441,342,010円、未償還残高は2,190,157,990円でございます。

42ページを御覧ください。

予算繰越計算書でございます。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございますが、久保山配水池改修事業に伴う予算繰越しでございます。年度内に支払い義務が生じなかった予算額26,070千円を令和5年度に繰り越すものでございます。

以上で令和4年度鹿島市水道事業決算認定についての御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（徳村博紀君）

引き続き当局の説明を求めます。田代下水道課長。

#### ○下水道課長（田代 章君）

議案第38号 令和4年度鹿島市下水道事業会計決算認定について御説明をいたします。

議案書は10ページになります。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めらるものでございます。

別冊の下水道事業会計決算書にて説明をいたしますので、御準備をお願いいたします。

決算書の1、2ページを御覧ください。

令和4年度鹿島市下水道事業決算報告書でございます。

初めに、収益的収入及び支出でございます。

収入、1款。下水道事業収益は、予算額合計1,077,805千円に対し、決算額は1,060,466,289円でございます。

決算額の内訳になりますが、1項. 営業収益は主たる営業活動から生じる収益になりますが、下水道使用料、他会計負担金など、予算額合計333,217千円で、これに対する決算額は285,787,849円でございます。

2項. 営業外収益は、他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入など予算額合計744,588千円で、これに対する決算額は774,678,440円でございます。

次に、支出でございますが、1款. 下水道事業費用は予算額合計1,003,219千円に対し、決算額は965,771,873円で繰越額2,320千円を除いた不用額は35,127,127円となりました。

決算額の内訳になりますが、1項. 営業費用は主たる営業活動に要する費用になります。管渠、ポンプ場、処理場の維持管理費用、事務全般に関する費用や減価償却費など、決算額は889,223,857円でございます。

2項. 営業外費用は企業債利息など、決算額は76,480,454円、また、3項. 特別損失、これは決算額67,562円、4項. 予備費の執行はございません。

次に、3、4ページをお願いいたします。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

収入、1款. 資本的収入は、予算額合計1,844,172,900円で、これに対する決算額は1,396,793,666円でございます。

次に、決算額の内訳になりますが、1項. 企業債は予算額合計1,012,400千円に対し、決算額は753,400千円、2項. 他会計負担金は予算額合計15,194千円に対し、決算額は20,908,810円、3項. 他会計補助金は予算額合計ゼロ円に対し、決算額は22,394,456円、4項. 国庫補助金は予算額合計792,283,900円に対し、決算額は584,580,100円、第5項. 受益者負担金及び受益者分担金は予算額合計24,295千円に対し、決算額は15,510,300円でございます。

次に、支出になります。1款. 資本的収支は、予算額合計2,167,654,300円でございます。また、決算額は1,640,402,158円で、令和5年度への繰越額334,291,700円を除いた不用額、これは192,960,442円となりました。

次に、決算額の内訳であります。1項. 建設改良費は、管渠、ポンプ場、処理場の人件費、委託料、工事請負費など、決算額は1,281,917,856円、2項. 企業債償還金は決算額358,484,302円、3項. 予備費の執行はございません。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額288,467,892円につきましては、今年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,899,095円、繰越工事資金15,263,400円、過年度分損益勘定留保資金44,371,963円、当年度分損益勘定留保資金171,933,434円で補填をいたしております。

なお、補填財源の詳細につきましては、22ページのほうに記載をいたしておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

続きまして、5ページをお開きください。

令和4年度鹿島市下水道事業損益計算書でございます。

これは1年間の経営成績を示す指標になりまして、金額は税抜き表示でございます。

1. 営業収益から2. 営業費用を減じた営業損失、これは594,470,678円でございます。この営業損失に3の営業外収益を加えまして、4. 営業外費用を減じた経常利益は37,856,743円でございます。この経常利益に特別利益を加え、特別損失を減じた当年度純利益は37,795,321円となりました。

6、7ページをお開きください。

ここは鹿島市下水道事業剰余金の計算書になります。

資本金、資本剰余金、利益剰余金の増減となりますが、ここも金額は税抜き表示となっております。

資本金の増減はありません。当年度末残高は757,602,314円でございます。

次に、資本剰余金は、他会計補助金における他会計出資金繰入れ、これが5,714,976円の増によりまして、当年度末残高は439,728,174円となっております。

また、7ページになります利益剰余金、ここは未処分利益剰余金における当年度純利益37,795,321円の増によりまして、当年度末残高177,498,808円となりました。

よって、資本合計の当年度末残高につきましては1,374,829,296円となっております。

また、下表につきましては剰余金処分計算書でございますが、ここは当年度純利益37,795,321円を鹿島市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づきまして減債積立金へ積み立てていることから、次年度への繰越利益剰余金は発生しないことを示しております。

次に、8、9ページを御覧ください。

令和4年度鹿島市下水道事業貸借対照表でございます。

決算日における財政状況を明らかにし、保有する全ての資産、負債及び資本を表す指標で、ここも金額は税抜き表示でございます。

8ページは資産の部になります。

1. 固定資産は有形固定資産16,129,063,223円に無形固定資産4,557,703円を加えました16,133,620,926円、2. 流動資産は現金預金327,679,562円、未収金85,034,261円など合計514,722,623円でございます。

よって、資産の合計は16,648,343,549円となります。

次に、9ページのほうです。ここは負債の部となります。

3の固定負債、ここは1年以内の償還が発生しない企業債など6,324,891,395円、4. 流動負債は1年以内に償還が到来いたします企業債など530,779,615円でございます。

次に、5の繰延収益でございますが、長期前受金から収益化累計額を減じた繰延収益合計は8,417,843,243円となり、これに固定負債、流動負債を加えました負債の合計は

15,273,514,253円となります。

次に、資本の部になりますが、6、7ページの資本金計算書のとおり、資本合計額は1,374,829,296円となります。

よって、負債合計に資本合計を加えました負債資本合計は16,648,343,549円となります。この負債資本合計は8ページで御説明いたしました資産合計と一致しているということで御確認をいただきたいと思います。

次に、10ページを御覧ください。

ここは決算書を作成するに当たり特記事項を注記としております。ここは説明を省略させていただきます。

次のページから決算附属書類となります。

11から24ページにつきましては、令和4年度鹿島市下水道事業報告書でございます。

11から14ページが概況、15から17ページは工事について記載しておりますが、ここも説明は省略をさせていただきます。

18ページを御覧ください。

ここは業務についての記載になります。

令和4年度末現在の状況であります。計画区域内人口1万4,953人、供用開始区域内人口1万2,322人、下水道接続人口9,039人となっております。計画区域内普及率は82.4%、また、水洗化率につきましては73.4%となりました。また、総処理水量に対する有収率は92.2%でございます。

次に、中段の表になりますが、事業収入に関する事項となります。その合計は993,258,708円となります。

下段の表の事業費に関する事項の総合計につきましては、955,463,387円でございます。

19、20ページを御覧ください。

ここからは会計になります。

契約金額の10,000千円以上につきまして、工事請負費及び委託料について重要契約の要旨を記載いたしております。

21、22ページをお願いいたします。

企業債及び一時借入金の概況になります。企業債の本年度末残高は6,634,728,413円となっております。

22ページのその他会計経理に関する事項は、議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして、職員給与費を掲載しております。

次に、補填財源についての説明であります。3ページで御説明をいたしました資本的収支不足額288,467,892円に対する補填財源について記載をしております。補填後の残高につきましては293,780,026円となっております。



続きまして、23、24ページをお願いします。

ここは不課税収入明細書であります。他会計負担金等の不課税収入の使途について記載をいたしております。

25ページをお願いします。

令和4年度鹿島市下水道事業キャッシュフロー計算書になります。1年間の資金の流れを明らかにする指標でございます。ここも金額は税抜き表示となっております。

業務活動によるキャッシュフロー、これは下水道事業の通常の業務活動の実施による資金の増減を表すものでありまして、194,515,652円の資金を得ております。

投資活動によるキャッシュフローにつきましては、将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動による資金の増減を表すもので、511,376,364円の資金を使用いたしております。

財務活動によるキャッシュフローにつきましては、企業債などの借入れや償還による資金の増減を示しており、394,915,698円の資金を得ているところでございます。

以上によりまして、令和4年度の資金の流れといたしましては、業務活動や財務活動で得た資金を固定資産取得のための投資活動に充てたことにより、現金預金の期末残高は78,054,986円増加をいたしまして、327,679,562円となりました。この額は8ページで御説明いたしました貸借対照表に記載しております流動資産の現金預金、この額と一致をいたしておることを御確認いただきたいと思っております。

26から30ページ、ここは収益費用明細書、31から33ページにつきましては資本的収支明細書でございますが、説明を省略させていただきます。

34、35ページをお願いいたします。

固定資産の明細書でございます。有形固定資産及び無形固定資産の増減と減価償却の状況を記載いたしております。

次に、36から39ページ、ここは企業債の明細書でございます。

38、39ページの欄を御覧ください。

企業債発行総額11,094,360千円に対しまして、償還高累計、これが4,459,631,587円、未償還残高につきましては6,634,728,413円となっております。

次に、40、41ページをお願いします。

予算の繰越計算書になります。

上の表につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定によります建設改良費の繰越計算書でございます。汚水準幹線・枝線管渠築造工事及び舗装復旧工事外2件の翌年度への繰越額合計額は334,291,700円でございます。

下表につきましては、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定によります下水道事業費用の事故繰越計算書でございます。公共下水道事業経営戦略改定業務の翌年度への繰

越額といたしまして2,320千円でございます。

最後に42、43ページをお願いいたします。

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定による継続費の精算報告書でございます。

鹿島市祐徳門前地区未普及解消事業の継続年度が令和4年度で終了したため、継続費の精算につきまして報告するものでございます。

令和2年度の年割額97,800千円に対する実績額は34,177千円、令和3年度の年割額109,000千円に対する実績額は63,338千円、令和4年度の年割額実績額はゼロ円となります。令和2年度から令和6年度の全体計画額206,800千円に対します実績額は97,515千円となりまして、年割額と支払義務発生額の差が109,285千円、これにつきましては不用額として精算いたしましたことを報告するものでございます。

以上をもちまして令和4年度鹿島市下水道事業決算認定について説明を終わらせていただきます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

**○議長（徳村博紀君）**

午前中はこれにて休憩いたします。

なお、午後の会議は午後1時から再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

**○議長（徳村博紀君）**

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第33号から議案第38号までの6議案は、決算審査特別委員会を設置し、委員会付託による審査を予定しております。このため、質疑は6議案を一括し、総括的な大綱質疑いたします。

なお、質疑をされる場合は会計名を言ってから質疑に入ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳村博紀君）**

質疑はないようでございますので、この程度にとどめておきたいと思っております。

ただいま審議中の議案第33号から議案第38号の6議案は、委員会条例第6条の規定により、定数を14名とする決算審査特別委員会を設置し、一括して付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳村博紀君）**

御異議ないものと認めます。よって、本6議案は、定数を14名とする決算審査特別委員会を設置し、これに一括して付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、

委員会条例第8条第1項の規定により、釘尾勢津子議員、宮崎幸宏議員、笠継健吾議員、中村日出代議員、池田廣志議員、杉原元博議員、樋口作二議員、中村一堯議員、松田義太議員、勝屋弘貞議員、角田一美議員、伊東茂議員、福井正議員、松尾征子議員、以上の14名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました14名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩をいたします。

委員の方はタブレットを持って全員協議会室にお集まりください。

午後1時3分 休憩

午後1時13分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に11番角田一美議員、副委員長に9番松田義太議員、以上のとおり決定いたしました。

それでは、会議を再開します。

ここでお諮りいたします。議案第39号から議案第41号までの3議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第39号から議案第41号までの3議案は委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第5 議案第39号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第5. 議案第39号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

それでは、議案第39号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は11ページから12ページまで、議案説明資料は1ページから3ページまででござ

います。

まず、議案書11ページをお願いします。

議案第39号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、提案理由は、スマートフォンを用いて多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするため、この案を提出するものでございます。

議案書の12ページがその改正内容でございます。

それでは、以上の具体的内容につきましては議案説明資料により御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

2ページをお願いします。

最初に、1、改正理由ですが、市民の利便性の向上を図るため、スマートフォンにより全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を利用して印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、2、経緯ですが、現在、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードに記録された利用者証明用電子証明書、これはマイナンバーカード交付時に設定していただく4桁の暗証番号を用いて多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を受けることができます。

国によるデジタル社会の整備等を推進する関係法律の一部改正に伴いまして、令和5年5月11日から個人番号カード、マイナンバーカード所持者は、スマートフォンに利用者証明用電子証明書、4桁の暗証番号を搭載できるようになり、個人番号カード、マイナンバーカードの代わりにスマートフォンを用いた手続きが可能となります。

続きまして、3、改正内容ですが、利用者証明用電子証明書、4桁の暗証番号を搭載したスマートフォンを用いて多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を受けることができるよう改正を行うものでございます。

続きまして、4、多機能端末機の交付サービスについて、2点にまとめておりますが、まず1点目、利用可能な店舗につきましては、多機能端末機が設置されている全国約5万6,000店舗のコンビニエンスストアやショッピングセンターなどでございます。

そして2点目、利用可能な時間帯につきましては午前6時30分から午後11時までですが、年末年始の12月29日から翌年1月3日まで及び保守点検日は除くこととなります。

続きまして、3ページをお願いします。

5、施行期日ですが、スマートフォンを用いてのコンビニエンスストアなどで多機能端末機による交付サービスにつきましては、国のシステムが今のところ年内対応予定となっておりますので、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、施行期日は規則で定める日を予定しております。

最後に、参考といたしまして、スマートフォン用の利用者証明用電子証明書、4桁の暗証番号の設定手順をつけておりますが、まず、マイナポータルアプリをダウンロードいたしま

す。次に、個人番号カード、マイナンバーカードを読み取ります。次に、スマートフォン用に新しく4桁の自由な数字をパスワードとして設定をしていただく流れになります。ただし、注意点がございまして、対象となるスマートフォンにつきましては、現状ではアンドロイド端末のみとなっております、iPhoneについての対応時期は未定とされております。

最後に、申し訳ございませんが、議案説明資料の1ページにお戻りください。

このページは、御説明をいたしました条例の一部改正に関する条例の新旧対照表となります。内容につきましては印鑑登録証明書の申請に関する条文で、第12条第3項において、個人番号カード、マイナンバーカードと移動端末設備、スマートフォンを印鑑登録証明書の交付申請に用いることができるという項目を新たに明記したものとなります。

以上で議案第39号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの御説明に対して質問したいと思いますが、確認の意味でお尋ねします。

これはコンビニでできるのは、マイナンバーカードを作っていない人は対象じゃないわけですね。マイナンバーカードを持たないといかんわけですか。

○議長（徳村博紀君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

議員おっしゃいますとおり、まずはマイナンバーカードの所有が条件となります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

印鑑証明というのは財産その他を管理していく上で非常に大事なことだと思いますが、例えば、暗証番号だとかを入れないといかんというのは、高齢者の方たちはなかなかそれをできないという部分もあると思いますが、極端に言えば、それを利用して、ほかの人が番号でも何でも分かっておったら印鑑証明を取るといようなこともあるんじゃないかと思いますが、そういう心配はないんですか。

○議長（徳村博紀君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、昨年ぐらいからマイナンバーカードが内容的にいろいろ問題が全国的に噴出して、全国の自治体にも国のほうからいろいろ通知が行われております。そういう中で、高齢者とか、あるいは、特にセキュリティー関係ですね、これについては今回、スマートフォン用の電子証明書というのが端末機を使っての申請ということで、これは国のほうのセキュリティー策として、安全な場所にデータを格納されるようになっております。特に税関係とか、高齢者でいえば年金関係、そういうものの悪用がされる可能性もありますので、特にプライバシー性が高いような情報、そして、手続関係も全国の各自治体に、そういう悪用されないようにということで周知をされている状況です。

第三者がアプリを持ってスマホを盗んだ、そして、手続を行って印鑑証明書のような重要な書類を使う可能性がありますので、ここが今回のように暗証番号、4桁の数字を入れていただいて、第三者からはアクセスが基本的にできないような形で周知するよにということと周知をされております。もし不正に情報を取るような、いろいろ問題が発生しないよに、そういう場合は自動的に記録情報を消去するよな機能が対抗措置として実施されるよにということと国からは周知されておりますので、仮に紛失をしましても、取得した第三者については、暗証番号を知らないと、なりすまし等は基本的にできないよにということになっております。

そういうことで、一応セキュリティー対策等は今の段階では答弁いたしましたよな内容で取組は私どももすることと予定をしております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

マイナンバーカードについては、印鑑証明だけじゃなくて、既に全国でいろんな問題が起きていることが報道されておりますし、国会においても、まだマイナンバーカードについては議論が進んでいるところですね。いろいろ、ちゃんとやるとおっしゃいますが、そういう中でも今既に出てきている。例えば、私たちの周りでもいろんなのが出てきていますよ、作っている人がね。例えば、これは印鑑証明じゃないですが、病院に行っても使えなかった、それから、顔写真はついておったけど、前の顔と違うとったけん、あんたんとやなくて言われて使われんやったとか、いろんなのがありますが、まだ十分なものじゃないと思います。特に印鑑証明ということになりますと、大事なもので、どんなに暗証番号が云々といつても、聞き出そうとすれば、どんなことでもできるわけで、今、特に銀行の詐欺とかあっているのを見ますと、銀行のカードだけでもどんなにして取られたか分からんよにしながらされると。やろうとする人はどういふことでもできるわけですからね。

だから、今いろいろ安全面をされていると思いますが、今からされるとは思いますが、やっぱりまだ十分にマイナンバーカードについては、本当にいいな、便利だなという確信はない

ですね、私は。正直言って、私も作っていません。そういう状況ですから、どうしても私はこういうのもっとね、国から下りてきたことだから、こういう形で条例もせんといかんとおもいますが、もっとはっきりと、そこまで安心できるような体制になってからだって私は条例改正は遅くはないと思います。あと討論には立ちませんが、そういう気持ちでありますので、私はこれには賛同できません。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第39号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立多数であります。よって、議案第39号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第40号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第6．議案第40号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

それでは、議案第40号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は13ページから、議案説明資料は4ページからでございます。

まず、議案書13ページをお願いいたします。

今回の提案理由ですが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に関連した府省令の一部改正等に伴い、関係条例の改正を行いたいので、この案を提出

するものでございます。

次の14ページですが、改正の内容になります。

改正の内容につきましては議案説明資料で御説明いたしますので、議案説明資料の4ページをお願いいたします。

4ページから8ページまでは新旧対照表でございます。説明は省略いたします。

9ページをお願いいたします。

まず、1、改正理由ですが、子ども・子育て関係の基準条例について、そのベースとなっている子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に関連した府省令の一部改正等に伴い、府省令の改正内容を踏まえまして、関係条例の改正を行うものでございます。

次に、主な改正内容について御説明します。

子ども家庭庁の設置に伴う事務移管により、保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣へ移ったことによる改正や、認定子ども園法引用条文の整理、子ども・子育て支援法との語句の整合などについて、次の関係する2本の条例の一部改正を行うものでございます。

最初に、鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例ですが、この条例は、ここに記載しておりますとおり、事業主が主として従業員の子供のほか、地域において保育を必要とする子供にも保育を提供する事業所内保育事業のほか、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業を総称して、家庭的保育事業等としており、満3歳未満の子供を対象とした認可保育事業に係る設備の基準や職員の要件、保育時間等について規定された条例です。

改正内容は、保育所保育指針の制定権限が内閣総理大臣に移ったことによる変更で、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。

詳細は新旧対照表の4ページ上段のほうに掲載しておりますので、御参照ください。

次に、鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例ですが、特定教育・保育施設とは、具体的には保育所や幼稚園、認定子ども園になります。また、特定地域型保育事業とは、先ほど御説明いたしました家庭的保育事業等の4つの事業をいいます。これら保育所、認定子ども園、幼稚園などの利用手続、利用者負担額等の受領、運営規定等について規定された条例となります。

改正内容は、まず、16条の改正ですが、認定子ども園法が改正され、法の第3条第1項が繰り上げられることに伴い、引用する条文の整理を行うものでございます。

次に、第16条及び第45条の改正は、子ども・子育て支援法との語句の整合を行うものでございます。

最後に、第37条第52条及び第53条は読替内容の整合で、国の基準と整合を図るため改正



するものでございます。

前のほうにお戻りいただいて、4ページ中段から8ページまでは条例改正の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照ください。

次に、9ページにお戻りいただきまして、施行期日ですが、公布の日となります。

10ページをお願いいたします。

参考といたしまして、府省令の改正内容を掲載しております。

まず、こども家庭庁の設置関連として、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準と、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の新旧対照表を12ページ中段まで掲載しております。

次に、12ページ下段からは認定こども園関連としまして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の新旧対照表を次の13ページまで掲載しております。改正箇所は下線部分ですので、御参照ください。

以上をもちまして説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（徳村博紀君）**

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。12番伊東茂議員。

**○12番（伊東 茂君）**

この案件については、常任委員会でも委員協議会で説明を受けていたところですが、私も質問をしたんですが、実際、今説明を聞いていても、ケーブルテレビを御覧の方も、じゃ、どう変わったんだと。この条例の一部改正、これは所管事務が厚生労働大臣から内閣総理大臣へ移ると。じゃ、ここで何が変わるのかと。特に、子供を保育園であったり認定こども園に預ける保護者に何かしらの負担増などがあるのか、担当課長、それについて分かりやすく御説明いただければと思います。

**○議長（徳村博紀君）**

高本福祉課長。

**○福祉課長（高本智子君）**

お答えいたします。

厚生労働大臣から内閣総理大臣への所管事務の移管、変更ということにつきまして、保育所保育指針の制定権限が内閣総理大臣に移ることになるんですけども、これまで保育所は厚生労働省、認定こども園は内閣府、幼稚園は文部科学省とそれぞれの所管で指針や要領が策定されておりました。保育所に通っていない子供を含んだ子供たちがどの施設でもひとしく保育教育を受けられるために、幼児教育と保育を一体的に実施することで、こども家庭庁の指導の下、縦割りでない方針が整備されることとなります。幼稚園は文部科学省のほうがり所管になりますが、こちらは連携をして、全ての子供たちの育ちに対する保育の方針を縦割りでない方針ということで整備されることとなります。

国のほうでは、こども家庭審議会において幼児期までのこどもの育ち部会というものが開催、設置されておまして、こちらのほうで幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針、これは仮称になりますが、こちらを今年度、今年中を目標に策定する予定とされております。こちらのこども家庭審議会の答申を反映された後、所要の経路を踏まして、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針が閣議決定される予定となっております。これを受けまして、保育所保育指針や認定こども園の指針等につきましては、一体的に連携をされて、それぞれ制定される見込みとなっております。

こども家庭庁に移管されるということで、保護者の負担が増になるのかということですが、現時点では増になるということはありません。保育指針等が策定されました折には、認定こども園の指針等も策定されました折には、保育施設のほうに情報を提供いたしまして、その取組に当たっていただくよう周知をする予定としております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

課長の答弁を聞いていても、あまりよく分からないかなという気はします。縦割り行政と今までいろいろ言われています。それをなくしていくためにということで、内閣総理大臣のほうに移管をしていくというところで、課長がおっしゃったように、今後、保育指針を国はつくるでしょう。それがまた地方自治のほうまで来るんでしょうけど、私が聞きたいのは、保育が充実するのかなどということなんですよ。どこの保育所も認定こども園もいろいろその園独自の教育、それとか育て方、いろいろあってやられていると思うんですけど、こうやって名前だけが変わるのか、それとも、やっぱり内容も内閣総理大臣に移るんですから、権限は非常に大きいですよ。そうなってくると、どういうふうなメリットというか、保育の充実がなされていくのかというのが気になるんですけど、もし分からなかったら後で資料等を頂いてでもいいんですけど、現時点で福祉課のほうに何かしらそういうふうな通知が来ているのか、それについてどうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

お答えいたします。

現時点では、その保育指針がどう変わるかという情報等はございません。先ほど申しましたけれども、国のこども家庭審議会のほうで、仮称ですけども、指針となる幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針というものが策定予定となっております。こちらのほうで策定されるに当たり、審議されている検討事項の論点といたしましては、視点はまず子供の

育ちそのものへの着目をしまして、施設類型、保育所とか認定こども園とかいろいろありますけれども、その施設類型を超えて、子供と日常的に関わる機会がない人も含んで、全ての人への真に届く方策が必要ということで、地域の人も含めた全ての人が関わるような視点を持って方策を考えるということが一つ挙げられております。

考え方の柱といたしましては、体、身体と心と社会、環境ですけれども、この3つの視点を一体的に捉えまして、安心と愛着が鍵とはなりますが、こちらのほうのこどもまんなかチャートというチャート図がありますが、それを支点に置いて考えられる予定となっております。

具体的には、育ちの時期ごとに、誰と何を共有したいか、誰に何をしてほしいかというのを、育ち、乳児期、幼児期、小学校、中学校、大人というか、成長過程の中で、その時期に応じた手だて、育ちの支援をするということで、そちらのほうの必要とされる方策を考えられていきます。

こういう指針がまとまったところで保育所、認定こども園、幼稚園等に、こういう指針でいきたいけれども、どういった実践ができるのかというのを、そちらの施設の声も反映させながら策定をされていくものと思われまます。

今年度中には閣議決定をされる見込みとなっておりますので、そちらのほうは指針が策定されましたら保育所、認定こども園のほうにも御案内することができると思っておりますので、それができてから中身をこちらのほうとしましても確認をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

新しい指針が分かったら、また全員協議会の場合でもちょっとお知らせをしていただければなど思っております。

やっぱりずっと私たちが小さいときから、私たちの子供とかを育てるとき、それからまた今の時代、ずっと保育であったり学校教育というのは変わっていていると私は思っています。少子化が進む中、やはり就学前の保育の充実というのは私は必要じゃないかなと思っております。各地方自治においても、この鹿島市においても、それをまずやっぱり、就学前にどこまで充実した保育で子供たちが健やかに育っていくのか、これは私たち議員も全て、市の職員も願うところがございますので、しっかりとそこの辺り、担当課のほうに連絡等が、案内が来た場合は議会にもお知らせをいただくようお願いしておきます。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

以前、一般質問で、このこども家庭庁については私も質問したことが1回ございますけれども、このとき、私が質問しましたら、文部科学省はこのこども家庭庁に参加しないということになっていますよね。ということであれば、幼稚園は文部科学省の管轄になっていると思うんですけども、その幼稚園の扱いというのはどういうふうになっていくのでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

お答えいたします。

幼稚園も種類が2種類ありまして、子ども・子育て支援制度に移行した幼稚園のほうは内閣府だったんですけど、それがこども家庭庁に移管します。子ども・子育て支援制度に移管しない従来の幼稚園のほうは文部科学省の所管ということで、今までどおりになります。でするので、保育所と認定こども園はそれぞれこども家庭庁、幼稚園のほうも子ども・子育て支援制度に移行した幼稚園はこども家庭庁に移行します。従来の幼稚園のほうは文部科学省ということになります。

保育所保育指針と認定こども園は内閣総理大臣のほうで指針がつけられまして、文部科学省所管の保育指針というものは文部科学大臣に制定権がありますけれども、こども家庭庁と連携して、内閣総理大臣と情報を共有しながらつくり上げるという形になっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

鹿島市には2園、幼稚園がございますもんね。両方とも認定保育園もされているんじゃないかなと思いますけれども、鹿島の場合は幼稚園と認定保育園の関係というのはどうなっていますか。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

お答えします。

鹿島市のほうは認定こども園になっておりますので、保育所と同じ取扱いになっておりますので、こども家庭庁ということになります。（「幼稚園のほうはどうなんですか」と呼ぶ者あり）幼稚園は……

○議長（徳村博紀君）

もう一回。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

鹿島で幼稚園は、幼稚園と認定保育園とされていると思うんですけど、鹿島の幼稚園のほうはどちらの管轄になっていますか。例えば、文科省なのか、内閣府なのか、どちらなのかということを知っているんです。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

文部科学省ではなくて、こども家庭庁のほうになります。厚生労働省であったのが事務移管しますので。

今までは認定こども園は内閣府でしたので、認定こども園の内閣府と保育所を所管する厚生労働省がありましたけど、厚生労働省の保育所と内閣府が所管していた認定こども園は、その事務がこども家庭庁のほうに事務移管しましたので、鹿島市の分はこども家庭庁の所管になります。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ちょっと今の答弁は私、分かりにくかったですけれども、鹿島の幼稚園の所管ですよ。こども家庭庁の所管になるんですか、文部科学省の所管になるんですかということですよ。どちらの所管になるんですかということを知っているんですよ。

○議長（徳村博紀君）

暫時休憩をいたします。

午後 1 時 54 分 休憩

午後 1 時 55 分 再開

○議長（徳村博紀君）

会議を再開します。

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

お答えいたします。

すみません、勘違いをしておりました。鹿島市内には幼稚園、カトリック幼稚園はまだ従来のままですので、文部科学省のほうの所管になります。（「明朗幼稚園は」と呼ぶ者あり）明朗幼稚園は認定こども園のほうに移管をしておりますので、文部科学省ではなくてこども家庭庁のほうの所管になります。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

では、明朗幼稚園とカトリック幼稚園は全然違う所管になっているというこの確認なんですけど、そういうことでいいですか。いいですね。

それでは、何か困ったことというのは起きていませんか。1つが内閣府で、幼稚園も保育園も認定こども園もそうになっているんだけど、もう一つのほうは文科省と、いわゆる内閣府の管轄になっているということなんですけれども、そういうことで運営上、問題ないということよろしいですか。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

お答えいたします。

運営面では困ったことは起きておりません。保護者の負担金につきましても、料金体系が別ですので、今までとおり、従来の幼稚園、認定こども園それぞれの今ある規定で徴収しているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第40号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第40号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第41号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第7. 議案第41号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

それでは、議案第41号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は16ページから、議案説明資料は14ページからです。

まず、議案書16ページをお願いします。

今回の提案理由ですが、国が定める放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

次の17ページは改正の内容となります。

改正の内容につきましては議案説明資料で御説明いたしますので、議案説明資料の14ページをお願いいたします。

14ページから15ページまでは新旧対照表でございます。説明は省略いたします。

16ページをお願いします。

まず、改正理由について説明いたします。

国が定める放課後児童健全育成事業実施要綱の改正に伴い、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員になるための要件について、所要の改正をするものでございます。ここでいう放課後児童支援員とは、基礎的な資格要件を満たした者のうち、放課後児童支援員認定資格研修を修了した者をいいます。

次に、経緯について申し上げます。

放課後児童クラブの運営は、都道府県知事等が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した者をクラブごとに置く必要があります。安定的な運営を継続するためには、より多くの人材を育成する必要があることや、急な退職等による人材不足が全国的に課題となっております。

放課後児童支援員認定資格研修の受講の条件といたしましては、米印で記載しておりますとおり、保育士や社会福祉士等の資格の保有、または2年以上かつ総勤務時間が2,000時間以上の実務経験が必要となるなど、放課後児童支援員となるには長時間を要するものでございます。

今回の国の実施要綱の改正により、一定期間に放課後児童支援員認定資格研修を修了することを予定している者も、こちらの放課後児童支援員とみなすことが可能となり、人材の確保がしやすくなります。

次に、改正内容について御説明いたします。

放課後児童支援員は、原則として都道府県知事等が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した者である必要がありますが、国の実施要綱の改正を踏まえ、その者の研修計画

を定めた上で放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含むに改正するものでございます。

最後に、施行期日は公布の日でございます。

参考まで、関係する国が定める基準の新旧対照表を末尾に掲載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（徳村博紀君）**

ただいまの説明に対し質疑はありますか。12番伊東茂議員。

**○12番（伊東 茂君）**

この議案も委員協議会の中で私が質問をしていました。そのときもお話をされていて、本会議場で質問するからということ saying していたと思いますので、質問をさせていただきます。

まず、この資格研修、これを人材不足ということもあるので、できるだけ短期間で研修を終えて、そして、資格を取ってもらいたいというのは私も分かります。

まず、この資格の要件、これを受けようとする者は何歳以上で、最低学歴とかそういうふうなものがあるのか、それについてお答えください。

**○議長（徳村博紀君）**

高本福祉課長。

**○福祉課長（高本智子君）**

お答えいたします。

まず、認定資格を取るためには要件を満たしておかねばいけません。例えば、保育士や社会福祉士資格を有する者、また、中学校卒業かつ2年から5年以上の放課後健全育成事業に類似する事業に従事していたら受講条件を満たします。年6回ほどの認定資格研修を受けた後、放課後児童クラブの児童支援員の資格取得となります。高校卒業者は2年以上従事かつ総勤務時間が2,000時間程度が目安で、中学卒業者にあっては5年以上、5,000時間が目安となっております。

年齢の要件ですが、年齢制限はありませんが、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準におきまして、「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。」ということで、特段、年齢制限が規定された規定はございません。

それに加えて、労働基準法がありますが、第56条の第1項に「使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。」と定められております。ですので、15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したら雇用ができるということになります。



このほか雇用対策法というのがありまして、雇用対策法が改正されまして、平成19年の10月から事業主は労働者の募集や採用につきまして、「年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。」とされまして、年齢制限の禁止が義務化されております。

また、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律、これは高年齢者雇用安定法とありますが、こちらは少子高齢化に伴いまして、生産年齢人口の減少が予想される中で、労働意欲を持った高齢者が長く働けるよう労働機会の確保や労働環境の整備を目的に制定されたものであります。これらの労働基準法とか雇用対策法、高年齢者雇用安定法、これらの法の趣旨に照らしますと、年齢を理由に応募を断ったり、書類選考や面接で年齢を理由に採否を決定する行為は法の規定に違反しますので、このようなことから年齢制限は上限は設けておりません。当然、採用の中で高齢者等、高齢者ではなくても健康状態とかの確認は採用面接の中では確認していただいております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

詳しくありがとうございます。私が聞きたかったのは、中学を卒業した程度の学力というか、そういうのがあればいいのかと、まずそれを聞きたかったのと、あと、年齢が70歳までとか、75歳までとか、そういうのがあるのかなというのをちょっと聞きたかったんですけど、年齢制限は特になんかということ、心身が健康であれば、私もそれでいいかなとは思っております。

この文章の中の経緯のところ「都道府県知事等が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した者をクラブごとに置く必要がある。」と書いてあるんですけど、今、鹿島市は放課後児童クラブを民間に委託していますね。じゃ、その職員というか、支援員になるんでしょうけど、何割ぐらいがこれを持っていらっしゃるんですか、全員がこの資格を持っているんですか、どうなんですか。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

お答えいたします。

現在、主任となる人と常勤職員、パートとかありますけれども、全体で60人ほどいらっしゃいまして、その中で資格を持っているのが32人おります。ですので、半分くらいは資格を持っていることとなります。今年度も受講を予定している方が4名おります。去年は3名受講をさせていただいて、資格を取得されております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

じゃ、半分くらい、60人ぐらい職員というのか支援員がいて、資格を持っているのが32人と。ここに書いてある「2年以上かつ勤務時間が2,000時間以上」とか、それとか、実業系の高校とか卒業して、そういうふうな研修を実際していたら、ある程度その辺りは優遇されたりとかするんじゃないかなと私なりには考えたりもするんですけど、2,000時間以上とかというと、物すごく時間がかかりそうな気がするんですけどよね。

ここの中に書いてある改正内容の中で「研修計画を定めた上で」と書いてあるんですけど、研修計画とは、鹿島であったらシダックスに委託をしていますけど、その上の方が研修計画というのを立ててあげるのか、それとも、本人が作らないといけないのか。それとも、そういうふうな研修計画のマニュアルみたいなものがあるものなのか、これについてはどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

お答えいたします。

研修計画につきましては、現在、シダックス大新東ヒューマンサービスに委託をしておりますので、そちらのほうで計画を立てて受講の選定、誰をとというのはそちらのほうで進めていただいております。また、こちらのほうもまだ移行年度ですので、前から直営でしていたときの支援員につきましては、過去の履歴等もこちらで把握しておりますので、そこら辺は時間とか年数とかをこちらから満たしているの、この方もという、連携を取りながら受講していただくようにいたしておるところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

放課後児童クラブは市内の全小学校のほうに設置をされて、今、全体で60人ぐらいの職員の方がいるということですけど、これで足りているのかどうか、ちょっと私もそこまではまだ調べておりませんが、シダックスに今委託をしていて、ちょっとこの議案から離れるかも分かりませんが、気になるのが、こういうふうな資格研修とか、資格を取るための試験みたいな、そういうふうなのはシダックスが全て出すのか、それとも、これは無料で受けられるのか。普通、検定試験とかなんとかといったら受験料が要りますよね、そういうのがどうなっているのか。資格を取ったら給料等、時給等が上がるのか。

それと最後に、10月から時給900円に佐賀県がなっていますが、それに伴って、この放課後児童クラブの職員の方たちの給料は上がっていくものなのか、その3点お答えください。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

お答えいたします。

まず1点目の受講料につきましては、佐賀県知事、県が実施する研修を受講するというようになっておりますので、受講料は県開催ですので、必要はないです。

あと、2点目の資格を持つことで時給等に変化があるかということですが、当然、時給の単価が上がることとなります。また、取得した本人も、取得したということでモチベーションが上がることで、より一層支援の質向上にも寄与するものと思っております。

あと1点、最低賃金を満たしているか、また、今後上昇していくかということですが、最低賃金のほうは基準を満たして、それ以上、また、直営になる前の鹿島市の支出していた報酬以上の、それよりも下がらないということで条件をつけて契約しておりますので、最低賃金を満たして、前の水準以上の給料ということで保障はされているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

人材確保は、この放課後児童クラブに限らず、いろんなところで今厳しくなっていますので、時給等も最低賃金が上がってきている中で、どこも厳しいのかなという気がしております。

それともう一つ、やっぱり聞くのが、鹿島市内の放課後児童クラブにいたけど、ほかのところ、近隣の市町のほうに移られた方とか、そういう方もいるというのをちょっと聞いたような気がします。ですから、そういうふうなもの人材の取り合いみたいなものになってくるのかなという気もしていますので、鹿島はシダックスに委託をしておりますので、どういうふうにこれを運営されているか、正確にはまだ私も把握はしておりませんが、気になるところです。しっかりと放課後児童クラブは、やっぱり子育て世代においては必要な場所ですので、これを維持できるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳村博紀君）**

討論を終わります。

採決します。議案第41号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（徳村博紀君）**

起立全員であります。よって、議案第41号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明15日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時21分 散会